

令和3年7月

各位

## A T Mでのお引出し一部利用制限について

いつも兵庫県信用組合をご利用いただきありがとうございます。

このたび、特殊詐欺事件による被害が全国的に多発していることを踏まえ、令和3年10月から、お客さまの大切な預金をお守りするための対応として、A T Mによるお引出しについて、一部利用制限をさせていただくこととなりました。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

### 記

制限開始日	令和3年10月1日（金）
対象となるお客さま	70歳以上のお客さま（個人事業主含む）のうち、過去3年以上、当組合キャッシュカードによるA T M（他金融機関含む）でのお引出しをご利用されたことがないお客さま。
制限内容	対象となるお客さまについて、A T M（他金融機関含む）における出金限度額を1日あたり10万円に制限させていただきます。

※ 限度額の引上げを希望される場合、営業時間内に通帳・キャッシュカード・預金届出印・本人確認資料をご持参のうえ、当組合の窓口へお申出ください。

以上



兵庫県信用組合